

厚木市手数料条例の一部を改正する条例

1 改正理由

令和元年5月31日に戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）が公布され、同法附則第1条第5号に掲げる規定の施行（以下「第5号施行」という。）に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号。以下「手数料令」という。）について所要の整備が実施されたことにより、戸籍証明書交付手数料の徴収に関する事項のほか、所要の措置を講ずるため、厚木市手数料条例の一部を改正するものです。

2 改正内容

手数料条例の一部改正

第5号施行により本籍地以外での戸籍謄本等の交付、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行及び届出等情報の閲覧の事務が追加され、手数料令についても所要の改正が行われたことから、条例において規定の追加及び変更を行うものです。

(1) 追加となる内容

手数料を徴収する事務名	改定後金額 (円)	現行金額 (円)	該当する条文 (第2条第2項)
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務	400	(新規追加)	15号
除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務	700	(新規追加)	18号

(2) 変更となる内容

手数料を徴収する事務名	改定後金額 (円)	現行金額 (円)	該当する条文 (第2条第2項)
戸籍の届書等の閲覧及び証明書発行事務（届出等情報の内容を表示したものを追加）	改定なし	350	19号 20号

3 施行日

令和6年3月1日